

令和6年度の保育所入所等に係る注意事項等について

本内容は入所に係る注意事項等の一部をまとめた内容となっているため、入所申込前に必ずご確認ください。

また、詳細につきましては「令和6年度保育施設入所案内」をご確認ください。

①入所申込について

項目	注意事項等について
本人確認	<ul style="list-style-type: none">入所申込時は提出される方（保護者）の本人確認のため、マイナンバー（個人番号）カード等が必要です。
申請書類等	<ul style="list-style-type: none">保育給付認定申請書、保育施設入所申込書、保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書等）をご用意ください。申込内容は<u>入所日以降の状況でご提出ください。申込時点の状況ではないため、ご注意ください。</u>育児のための短時間勤務制度等を利用予定の方は、<u>申込前に職場等と調整願います。</u>転職予定の方は、<u>転職先の就労証明書の提出が必要となります。</u>必ず申込前に書類の内容をご確認いただき、<u>不備のないようにご提出ください。</u>保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書等）の有効期間は証明発行日から3ヶ月以内としています。一度、ご提出された書類の<u>返却はできません</u>ので、お控えが必要な方は事前に写しをお取りください。なお、入所申込児童が2人以上いる場合は、<u>年齢が下の児童に原本</u>をご提出いただければ、<u>他の児童については写し</u>でも構いません。申込書や提出書類の記載内容について、不明点や確認すべき点がある場合は、職場やご家庭にお問い合わせすることがあります。
追加書類	<ul style="list-style-type: none">転入者や海外勤務者、支援保育を希望される方等は追加書類が必要となりますので、令和6年度保育施設入所案内P5、P8等をご確認ください。
受入予定枠	<ul style="list-style-type: none">令和6年5月1日入所から令和7年3月1日入所の保育施設別、年齢別の受け入れ予定枠につきましては、「ながすく！」のホームページ又はアプリにて随時更新しています。

②選考について

項目	注意事項等について
利用調整	<ul style="list-style-type: none">保育の必要性の認定基準に該当している児童について、入所申込書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、利用調整を行います。利用調整は令和6年度保育施設入所案内P12、P13の「長岡京市保育施設利用調整基準」に沿って、保護者・児童の状況から算出した指数により、<u>年齢別で合計指数の高い児童から、希望する上位の空きのある園に入所決定</u>します。必要に応じて、各種証明書及びP12、P13の【備考欄】に記載の書類をご提出ください。
支援保育	<ul style="list-style-type: none">発達支援保育、医療的ケア児支援保育につきましては、入所決定しても受入体制によっては保育が開始できない場合があります。

(表)

③入所決定後について

項目	注意事項等について
取消	<ul style="list-style-type: none"> 入所月において、保育要件や就労時間の短縮など申込内容と異なる場合や、入所日までに長岡京市内に住所を有さず居住しない場合には、入所決定を取消すことがあります。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> 市が認定する保育の必要量の短時間は午前8時00分から午後4時00分まで（最大）、標準時間は午前7時30分から午後6時30分まで（最大）となります。 但し、実際の保育時間（預かり時間）は入所決定後、面接時に園との相談のうえ決定されます。各保育施設の保育時間の範囲で、就労・通勤時間等を基に必要な時間が保育時間となります。 原則、保育の事由（必要性）がない日・時間は家庭保育をお願いしています。
保育料	<ul style="list-style-type: none"> 保育料は国の徴収基準額表に基づき市が定めた保育料徴収基準額表（令和6年度保育施設入所案内P16）により、4月1日現在の年齢で決定し、月初に在籍されている児童の保護者から徴収いたします。 児童の保護者または家計の主宰者である同居者の市区町村民税額（所得割）の合計によって算定します。保育料の決定は年度に2回行い、4月から8月分は前年度市民税額、9月から3月分は当該年度市民税額で算定します。 事前にご確認される場合は、課税証明書を取得していただくか、市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」をご参照ください。 保育料の減免制度はP16をご確認ください。P16に記載されている①④の第3子以降の減免は、条件を満たさない場合、保育料が発生する可能性があります。
無償化	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な保育料が全額無償化になるのは3歳児以上からです。満3歳からではありません。 給食費は別途必要となります。0歳児から2歳児の給食費は保育料に含まれています。給食費のほか消耗品等の別途徴収する費用は保育施設により異なります。